

岐阜県公報

号 外 (一) 平 成 二 十 九 年 十 月 三 十 日

目 次

監査委員告示

定期監査の結果に関する報告の公表	(監査委員)	一
随時監査の結果に関する報告の公表	(同)	五
定期監査の結果に基づいて講じた措置の公表	(同)	七
財政的援助団体等監査の結果に基づいて講じた措置の公表	(同)	一一

監査委員告示

岐阜県監査委員告示第二十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第一項、第二項及び第四項の規定により平成二十九年九月に執行した定期監査の結果に関する報告を決定したので、同条第九項の規定により次のとおり公表する。

平成二十九年十月三十日

岐阜県監査委員	篠 田 徹
岐阜県監査委員	松 岡 正 人
岐阜県監査委員	山 本 泉
岐阜県監査委員	藤 良 寛
岐阜県監査委員	杉 山 祐 子

岐阜県公報 号外 毎週 (火曜日) 発行

(金曜日) (休日に当たる) (ときは翌日)

平成二十九年十月三十日

第1 監査実施機関数

知事直轄 総務部 清流の国推進部 危機管理部 環境生活部 健康福祉部 商工労働部 農政部 林政部 県立整備部 都市建設部 県事務所 教育委員会 警察本部 その他 計	監査実施機関数		監査結果件数			
	指摘あり	指導あり	指摘事項	指導事項	検討事項	
	—	—	—	—	—	—
	6	2	2	4	2	0
	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—
	1	1	0	1	1	0
	3	0	1	1	0	0
	1	1	0	1	1	0
	1	0	1	3	0	2
	—	—	—	—	—	—
	4	2	2	5	3	2
	3	0	1	1	0	1
	1	0	0	0	0	0
	6	2	4	8	2	6
	1	1	0	1	1	0
	3	0	1	1	0	0
	30	9	12	26	10	15

(注) 監査結果の区分については、次のとおり。

- ・指摘事項 是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの
 - ・指導事項 是正又は改善を求める事項
 - ・検討事項 所掌する事務の執行の適正化のため検討を求める事項又は現地機関の監査の結果として本庁の所管課に対し是正若しくは改善を求める事項
- 監査実施機関数の「指摘あり」及び「指導あり」は、それぞれで計上しているため、監査実施機関数とは一致しない。
「—」は、当月監査未実施を示す。

第2 監査結果

監査の結果、18機関において、10件の指摘事項及び15件の指導事項が認められたので、監査対象機関に対して是正又は改善の措置を講じるよう求めた。また、本庁の所管課1機関において、1件の検討事項が認められたので、対象機関に対し必要な検討などの措置を講ずるよう求めた。

1 総務部 (6機関)

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
財政課	平成29年9月7日	行政管理課	平成29年9月6日
法務・情報公開課	平成29年9月7日	税務課	平成29年9月6日
管財課	平成29年9月6日	総務事務センター	平成29年9月7日

【監査の結果】
次のとおり指摘又は指導する事項があった。

機 関 名 区 分 内 容

機 関 名	区 分	内 容
財政課	指摘事項	時間外勤務手当の支給事務等において、次の不適正な事項が認められたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。 1 1週間の所定労働時間を超えていないにもかかわらず、これを超えていたとして時間外勤務手当を支給していたことにより、1件2,001円が過払となっていた。 2 1週間の所定労働時間に休日勤務手当を支給される時間を加えた時間を超えていないにもかかわらず、これを超えていたとして時間外勤務手当を支給したことにより、1件1,873円が過払となっていた。 3 時間外勤務手当の対象となる勤務時間数の計算を誤ったことにより、4時間の時間外勤務代休時間指定はできないにもかかわらず、これを行っていた。
行政管理課	指導事項	夜間勤務手当の支給事務において、週休日の振替等により、正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までまでの間に勤務したにもかかわらず、夜間勤務手当を支給していたことにより、1件2,223円が支払不足となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
税務課	指摘事項	時間外勤務手当の支給事務において、次の不適正な事項が認められたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。 1 1週間の所定労働時間を超えていないにもかかわらず、これを超えていたとして時間外勤務手当を支給していたことにより、3件9,398円が過払となっていた。 2 1週間の所定労働時間に休日勤務手当を支給される時間を加えた時間を超えていないにもかかわらず、これを超えていたとして時間外勤務手当を支給したことにより、1件1,216円が過払となっていた。
管財課	指導事項	夜間勤務手当の支給事務において、週休日の振替により、正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までまでの間に勤務したにもかかわらず、夜間勤務手当を支給していたことにより、3件1,083円が支払不足となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。

2 環境生活部 (1機関)

実施機関名	実施年月日
文化財保護センター	平成29年9月11日

【監査の結果】
次のとおり指摘する事項があった。

機関名	区分	内容
文化財保護センター	指図書事項	時間外勤務手当の支給事務において、次の不適正な事項が認められたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。 1 週休日に勤務命令により勤務した4時間を別の勤務日に割振り変更を行った場合、週休日だった日及び勤務日だった日ともに勤務日として時間外勤務手当の支給割合を適用すべきところ、当該週休日だった日について週休日の支給割合を適用していたことにより、3件1,026円が過払となった。 2 1週間の所定労働時間を超えていないにもかかわらず、これを超えていたとして時間外勤務手当を支給していたことにより、1件2,593円が過払となっていた。

3 健康福祉部 (3機関)

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
精神保健福祉センター	平成29年9月11日	知的障害者更生相談所	平成29年9月11日
発達障害者支援センター	平成29年9月11日		

【監査の結果】

次のとおり指導する事項があった。

機関名	区分	内容
精神保健福祉センター	指図書事項	時間外勤務手当等の支給事務において、次の不適正な事項が認められたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。 1 月60時間を超えた時間外勤務について、支給割合を誤ったことにより、4件6,063円が支払不足となっていた。 2 時間外勤務手当を支給すべきところ、休日勤務手当を支給していたことにより、休日勤務手当1件3,447円が過払、時間外勤務手当1件3,829円が支払不足となっていた。

4 商工労働部 (1機関)

実施機関名	実施年月日
セラミックス研究所	平成29年9月8日

【監査の結果】

次のとおり指導する事項があった。

機関名	区分	内容
セラミックス研究所	指図書事項	時間外勤務手当の支給事務において、勤務時間数の計算を誤ったことにより、1件2,852円が過払となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。

5 農政部 (1機関)

実施機関名	実施年月日
東濃農林事務所	平成29年9月12日

【監査の結果】

次のとおり指導する事項があった。

機関名	区分	内容
東濃農林事務所	指図書事項	平成28年度岐阜県農業振興事業補助金(排作放棄地再生利用総合支援補助金)の交付事務において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。 1 実績報告書に、交付要綱に定める事業実績書及び収支決算書を添付させていなかった。 2 実績報告書に基づく補助金の額の確定通知を行っていないかった。 時間外勤務手当の支給事務において、1週間の所定労働時間を超えた勤務時間に対して時間外勤務手当を支給すべきところ、この超えた勤務時間数の計算を誤ったことにより、1件631円が支払不足となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。

本庁の所管課に対し、次の事項について検討を求めた。

機関名	区分	内容
農業経営課	検討事項	農業大学の学生寮光熱水費負担金(以下「負担金」という。)について、学生寮の入寮生から電気料及び水道料として一人当たり月額500円を徴収し、県の歳入(雑入)に計上している。 しかし、学生寮に電気及び水道の検針メーターが設置されておらず、学生寮分の使用量の把握ができないことから、負担金の額が使用実態に見合った設定となっていないかが明確となっていない。 こうした中、学生寮の電気料及び水道料を県が過分に負担しているおそれがあることから、実態を把握したうえで、必要な場合は受益者負担の原則に基づいた見直しを検討されたい。

6 県土整備部 (4機関)

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
用地課	平成29年9月7日	美濃土木事務所	平成29年9月20日
多治見土木事務所	平成29年9月8日	恵那土木事務所	平成29年9月14日

【監査の結果】

次のとおり指導又は指導する事項があった。

機 関 名	区 分	内 容
美濃土木事務所	指導事項	外付けハードディスクの管理事務において、「USBメモリ及びその他の外部記録媒体使用記録簿」に記載して情報セキュリティ取扱管理者の許可を得ることなく、職員が外付けハードディスクを利用していたので、今後は適正に処理されたい。
	指摘事項	公務中の1件の交通事故について、修繕料138,456円が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。
多治見土木事務所	指導事項	道路管理上の1件の事故について、損害賠償金として38,289円の費用負担が発生していたので、道路パトロールの強化等道路管理について一層の徹底を図り、事故防止に努められたい。
	指摘事項	公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として110,619円の費用負担が発生し、また、修繕料59,400円が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。
	指導事項	道路管理上の1件の事故について、損害賠償金として34,992円の費用負担が発生していたので、道路パトロールの強化等道路管理について一層の徹底を図り、事故防止に努められたい。

7 都市建設部 (3機関)

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
住宅課	平成 29年 9月 7日	東濃建築事務所	平成 29年 9月 8日
リニア推進事務所	平成 29年 9月 14日		

【監査の結果】

次のとおり指導する事項があった。

機 関 名	区 分	内 容
住宅課	指導事項	公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料118,692円が支払われていたため、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。

8 県事務所 (1機関)

実施機関名	実施年月日
東濃県事務所	平成 29年 9月 12日

【監査の結果】

特に指摘及び指導する事項はなかった。

9 教育委員会 (6機関)

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
武蔵高等学校	平成 29年 9月 20日	関高等学校	平成 29年 9月 20日
多治見北高等学校	平成 29年 9月 12日	恵那農業高等学校	平成 29年 9月 14日
坂下高等学校	平成 29年 9月 15日	中津商業高等学校	平成 29年 9月 15日

【監査の結果】

次のとおり指摘又は指導する事項があった。

機 関 名	区 分	内 容
関高等学校	指導事項	公務中にノート型パソコンを損傷させた2件の毀損事故について、修繕料156,924円が支払われていたため、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。
	指導事項	時間外勤務手当の支給事務において、勤務時間の計算を誤ったことにより、2件3,217円が支払不足となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
	指導事項	毒物及び劇物の管理事務において、「学校における毒物及び劇物の保管管理に関する規定」に基づき保管管理を行うこととなっているが、次の不適正な事項が認められたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。 1 保管場所に「医薬用外」の文字及び毒物については「毒物」、劇物については「劇物」の文字を表示すべきところ、当該表示がされていなかった。 2 毒物及び劇物の保管状況の確認を定期的に行うこととなっているが、アズモニエ水の試薬について保管状況を確認したところ、薬品保管簿(毒・劇物)への適正な記録及び定期的な確認が十分に行われていなかった。
恵那農業高等学校	指導事項	時間外勤務手当の支給事務において、2件3,686円が支払不足となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
坂下高等学校	指導事項	非常勤講師等の源泉所得税及び復興特別所得税に係る支出事務において、納期限までの支払を遅延したことから、不納付加算税6,500円が支払われていたため、今後は適正に処理されたい。
中津商業高等学校	指導事項	毒物及び劇物の管理事務において、「理科薬品の保管管理規程」に基づき保管管理を行うこととなっているが、保管場所に、毒物については「毒物」、劇物については「劇物」の文字を表示すべきところ、当該表示がされていなかったため、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
中津商業高等学校	指導事項	時間外勤務手当の支給事務において、次の不適正な事

指導事項	<p>項が認められたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p> <p>1 1 週間の所定労働時間を超えていないにもかかわらず、これを超えていたとして時間外勤務手当を支給していたことにより、1件4,465円が過払となっていた。</p> <p>2 勤務時間数の計算を誤ったことにより、1件548円が過払となっていた。</p>
------	--

10 警察本部（1機関）

実施機関名	実施年月日
岐阜北警察署	平成 29年 9月 11日

【監査の結果】

次のとおり指摘する事項があった。

機 関 名	区 分	内 容
岐阜北警察署	指摘事項	公務中の7件の交通事故について、損害賠償金として33,634,561円の費用負担が発生し、また、修繕料767,501円（うち相手方負担133,609円）が支払われていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。

11 その他（3機関）

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
議会事務局	平成 29年 9月 7日	労働委員会事務局	平成 29年 9月 6日
選挙管理委員会東濃地方事務局	平成 29年 9月 12日		

【監査の結果】

次のとおり指導する事項があった。

機 関 名	区 分	内 容
労働委員会事務局	指導事項	公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料92,880円が支払われていたので、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。

岐阜県監査委員会告示第二十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条第一項及び第五項の規定により平成二十九年九月二十七日に執行した随時監査の結果に関する報告を決定したので、同条第九項の規定により次のとおり公表する。

平成二十九年十月三十日

岐阜県監査委員 篠 田 徹
 岐阜県監査委員 松 岡 正 人
 岐阜県監査委員 山 本 泉
 岐阜県監査委員 藤 良 寛
 岐阜県監査委員 杉 山 祐 子

随時監査の結果に関する報告

第1 監査の趣旨

県の機関における財務に関する事務の執行について、不適正な事務処理の未然防止及び内部けん制機能の強化の観点から、定期監査とは別に、事前通告を行わない抜き打ちの手法を用いて監査を実施した。

第2 監査の概要

1 監査実施機関

- ① 保健医療課 (南飛騨健康増進センター)
- ② 下呂看護専門学校
- ③ 農業経営課 (就農支援センター)
- ④ 畜産研究所 (酪農研究部)
- ⑤ 加茂農林高等学校
- ⑥ 海津特別支援学校

2 監査対象年度

平成29年度

3 監査対象事項

- ・ 現金の取扱い
- ・ 生産物の出納管理

4 監査実施年月日

- ・ 予備監査 (事務局職員による実地監査)
 - 平成29年6月23日 (金) (1-④⑤の機関)
 - 平成29年8月9日 (水) (1-③⑥の機関)
 - 平成29年8月21日 (月) (1-①②の機関) の3回に分けて実施
- ・ 本監査 (監査委員による書面監査)
 - 平成29年9月27日 (水)

第3 監査の結果

保健医療課 (南飛騨健康増進センター) に1件の指摘事項及び海津特別支援学校に1件の指導事項が認められたので、是正又は改善の措置を講ずるよう求めた。他の4機関においては、特に指摘及び指導する事項はなかった。

機関名	区分	内容
保健医療課 (南飛騨健康増進センター)	指摘事項	宿泊施設 (キャンプ棟文) の使用料の徴収事務において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。 1 南飛騨健康増進センター条例では幼児についてののみ宿泊に係る使用料を無料としているにもかかわらず、幼児以外の者を無料としていたものがあった。 2 現金収納した使用料の指定金融機関への払込みが収納日から最大26日後に行われているなど、払込みの遅れが散見された。
海津特別支援学校	指導事項	現金の収納事務において、現金出納簿に記載がないものがあつたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。

(注) 監査結果の区分については、次のとおり。

- ・ 指摘事項 是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの
- ・ 指導事項 是正又は改善を求める事項

岐阜県監査委員会告示第二十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条第十二項前段の規定により岐阜県知事等関係機関から定期監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、同項後段の規定により通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成二十九年十月三十日

岐阜県監査委員 篠 田 徹
 岐阜県監査委員 松 岡 正 人
 岐阜県監査委員 山 本 泉
 岐阜県監査委員 藤 良 寛
 岐阜県監査委員 杉 山 祐 子

Ⅰ 平成28年度及び平成29年度定期監査の結果に基づき講じた措置の状況

1 平成28年度

区分	監査結果 A	措置済 B	今回措置を 講じたもの ※ C	未措置 A-B-C
指摘事項	86	85	0	1
指導事項	112	112	0	0
検討事項	9	7	0	2
計	207	204	0	3

(単位：件)

2 平成29年度

区分	監査結果 A	措置済 B	今回措置を 講じたもの ※ C	未措置 A-B-C
指摘事項	64	0	8	56
指導事項	53	0	11	42
検討事項	3	0	0	3
計	120	0	19	101

(単位：件)

※「今回措置を講じたもの」については、平成29年9月27日、9月28日及び10月6日に知事等関係機関から通知があったもの

(注)

指摘事項：是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの

指導事項：是正又は改善を求める事項

検討事項：所掌する事務の執行の適正化のため検討を求める事項又は現地機関の監査の結果として本庁の所管課に

対し是正若しくは改善を求める事項

Ⅱ 定期監査の結果に基づき講じた措置

1 平成29年度

(1) 監査結果（指摘事項）に基づき講じた措置

機関名	監査結果	講じた措置
危機管理政策課	公務中の1件の交通事故について、修繕料37,388円が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図らるたい。	事故直後に、所長から事故を起こした職員に対し、運転に一層の注意を払い、より慎重な安全運転の励行について口頭注意を行った。 また、全職員に対し安全運転の注意喚起

		を行ったほか、定期的に交通安全推進員から全職員に交通安全及び交通事故防止に関する周知徹底を行い、交通事故の再発防止を図った。
--	--	--

機関名	監査結果	講じた措置
健康福祉部 中濃子ども相談センター	公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として92,504円の費用負担が発生していたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図らわたい。	交通事故を起こした職員本人には、公用車による事故は公用車の故障だけではなく一般市民の生活や財産を脅かすおそれがあることを十分に説明し、今後は一層の安全運転を心がけるよう指導した。 毎週木曜日の午前中に実施している職員会議において、公用車を含んだ交通事故について注意喚起を徹底し、交通安全推進員を中心に出張する職員に声をかけるなど、交通安全意識の向上をあらためて図っている。 特に出張の際には、時間に余裕を持って行動し、運転が長時間に及ぶ場合は適宜休憩を取ることに加え、日頃の体調管理の重要性について強調し、職員に啓発している。

機関名	監査結果	講じた措置
健康福祉部 具彦材流通課	時間外勤務手当等の支給事務において、次の不適正な事項が認められたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。 1 週休日に勤務命令により勤務した時間について、勤務時間の割振り変更を行っているにもかかわらず、これを行ったとして時間外勤務手当を支給していたことにより、2件41,796円が支払不足となっていた。 2 休日勤務手当を支給すべきところ、時間外勤務手当を支給していたことにより、時間外勤務手当2件2,480円が過払となっていた。	2件の支払不足、2件の過払ともに同一職員に対するものであったため、差引39,316円の支払不足については、平成29年8月21日に追納済である。 また、平成28年度分の全職員の時間外勤務手当等について再確認したが、指分分のほかに新たな支払不足や過払は認められなかった。 今後は、週休日に勤務を命令する場合の勤務時間の割振り変更を適正に行うとともに、時間外勤務手当等支給の決裁時に、関係書類（週休日登録/変更書、週休日の振替等の通知書）を添付して、適正な手当区分や支給割合となっているか、複数の職員で架合及び確認を行うこととし、再発防止に努める。

教育委員会		
機関名	監査結果	講じた措置
海津明誠高等学校	高等学校授業料の収入事務において、高等学校授業料支援金の受給資格を新たに認定したことにより還付が必要となった授業料（2件19,800円）の還付手続が、認定日から約10か月遅延していたので、今後は適正に処理されたい。	年度当初に認定手続が完了しなかった生徒については、認定日以降に口座引落し済の授業料がないかどうかを複数の職員で確認し、該当があった場合は、直ちに還付手続をすることを徹底した。
瑞浪高等学校	時間外勤務手当の支給事務において、1週間の所定労働時間を超えていないにもかかわらず、これを超えていたとして時間外勤務手当を支給していたことにより、1件2,383円が過払となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。	過払となった時間外勤務手当2,383円については、平成29年6月分給料において戻入した。 今後は、出納員及び会計職員で「岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例」の再確認を行うとともに、複数人によるチェックを徹底し、再発防止に努める。

警察本部		
機関名	監査結果	講じた措置
岐阜中警察署	公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として10,909円の費用負担が発生し、また、修繕料6,480円（うち相手方負担金2,582円）が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図らわたい。	当該職員に対しては、交通事故の原因及び防止策並びに交通事故がもたらす影響について、幹部による個別指導を行った。 全職員に対しては、朝会時において、警務課長が、自己所属を問わず交通事故例の紹介や様々な状況下に応じた交通事故防止対策の手配を随時行うとともに、「警務課だより」の発出も行い周知徹底を図った。 また、警察本部実施の運転技能訓練に加え、岐阜中警察署が独自に行っている運転技能訓練にも、交通事故を起こした職員を優先的に参加させ、運転技能の修練を図っている。 過払となった時間外勤務手当については、平成29年6月30日に追納した。 給与事務担当者中心の事務処理体制を見直し、上席にある者が「勤務管理簿」、「週休日の振替簿」及び「時間外勤務命令簿」の照合を行い、時間外勤務手当が適正な支給割合及び時間数により支給されることを最終的に確認することとした。 今後は、幹部の職責として、担当者に給

養老警察署	公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として81,799円の費用負担が発生し、また、修繕料178,275円が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図らねばならない。	与事務の重要性を再認識させるとともにその実務能力の向上を図ることを徹底する。 当該職員に対しては、刑事課長が交通事故について聞き取りを行い、公用車運転時等の交通事故防止について個別指導を実施した。 全職員に対しては、次長から朝会にて事故の概要を説明して、具体的な注意事項を指示するとともに、公用車を運転することに対する自覚を持ち、安全運転を徹底するなど指示手配を実施している。 また、朝会の終了前には、車両後退時における乗客の降車誘導の徹底などを内容とする交通事故防止ルールである「100ゼロ事故防止後退編」、「100ゼロ事故防止追突・衝突編」及び「安全運転守則」のうち一つを月替わりにて全員で習知し、交通事故防止に係る意識付けを徹底している。 さらに、駐車場において乗務員訓練、スクロームの前進後退及び車庫入れ訓練などを実施し、安全運転技能の向上を図るとともに、公用車事故発生から半年が経過し、事故防止意識が希薄化しないように公用車の無事故達成日数を会議室に表示するなど交通安全意識の高揚に努めている。
-------	--	--

(2) 監査結果(指導事項)に基づき講じた措置

知事直轄		
機関名	監査結果	講じた措置
広報課	夜間勤務手当の支給事務において、週休日の振替等により、正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務したにもかかわらず、夜間勤務手当を支給していただかなかったことにより、2件1,644円が支払不足となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されることとした。	夜間勤務手当の支払不足については、速やかに追給手続きを行い、平成29年8月21日(直近の給与支給日)に本人に対して支払を完了した。 再発を防止するため、「週休日の振替等の通知書」に夜間勤務手当対象時間の記入項目を設け、当該手当支給の要否を確認することとした。

健康福祉部

機関名	監査結果	講じた措置
中央子ども相談センター	時間外勤務手当の支給事務において、勤務日数の計算を誤ったことにより、1件3,294円が支払不足となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されることとした。	時間外勤務手当に係る時間の算出方法をこれまでの手計算によるものから、今後は総務事務センターが電子掲示板へ掲載している時間外勤務手当時間計算のための支援機能ツールを使用することにより誤りの防止を図った。 また、結果を複数人で確認することとした。 誤りがあったものについては、平成29年7月21日に追給処理を行った。
	公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料71,280円が支払われていたため、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図らねばならない。	当該職員に対し、所属長よりパソコンの適切な使用、管理について指導を行った。 また、所内会議においてパソコンをはじめ物品について適切な使用及び管理を周知徹底し、職員の毀損事故防止意識の向上を図った。 所内会議において、乗車時の安全運転及び交通事故防止を徹底し、より一層服務規律の確保に努めるよう指導を行った。 また、公用車の管理に関する指導を行うとともに使用者による作業前後の点検を確実に行うよう周知徹底した。 今後も機会を捉えて、交通事故防止について周知徹底を図る。

農政部

機関名	監査結果	講じた措置
農地整備課	公務中にノート型パソコンを損傷させた2件の毀損事故について、修繕料201,096円が支払われていたため、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図らねばならない。	毀損事故を起こした職員に対し、ノート型パソコンをはじめとした県有物品の取扱いについてより慎重に十分注意を払うよう指導した。あわせて、所属職員に対してパソコンなどの県有物品等の慎重な使用及び管理について周知した。 また、監査結果通知後、改めて所属職員に対し県有物品の適正な使用、管理等を周知徹底した。

教育委員会

機関名	監査結果	講じた措置
海神町岐阜高等学校	卒業証明書等交付事務において、処理状況の進捗管理を行う証明書交付処理簿が正確に記録されていたため、今後は適正に処理されたい。	平成29年5月18日予備監査終了後、処理簿の誤りを訂正し、進捗状況を把握できるよう証明書交付処理簿の様式を修正した。また、証明書の申請進捗状況を事務室全体で把握できるよう、申請書及び証明書を所定の場所に保管し、適正管理に努めている。
瑞良高等学校	公務中にノート型パソコンを損傷させた2件の毀損事故について、修繕料153,144円が支払われていたため、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。	毀損事故が発生した平成28年度から、職員会議においてパソコンの慎重な取扱いについて周知を図っている。平成29年度も職員会議において周知を図り、再発防止に努める。
東濃特別支援学校	特別支援教育就学奨励費の支出事務において、委任状を徴することなく、保護者から依頼を受けた者の口座へ支払っていたため、今後は適正に処理されたい。	職員会議において備品管理の重要性と管理責任を周知し、特に授業などでパソコンを使用する際には落下等による毀損に細心の注意を払うよう職員一人ひとりが徹底した。
警察本部	公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料20,088円が支払われていたため、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。	当該職員に対しては口頭注意を行い、パソコンの取扱いを適正に行うよう指導を行った。また、毎週開催する主事会においてパソコンの取扱いに十分注意するよう注意喚起を行い、各学部主事から各部の職員に伝達を行った。さらに、全職員が参加する職員会議においてもパソコン使用の注意事項を説明し、周知を図った。
機関名	監査結果	講じた措置
岐阜中警察署	公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故(修繕料相当額213,977円)が発生していたため、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。	当該職員に対しては、毀損事故の原因及び防止策並びに毀損事故がもたらす影響について、幹部による個別指導を行った。全職員に対しては、警務課長が、ほんの

不注意で修理見積額が高額になることや賠償責任が職員にも及ぶことがあることを職員に周知するとともに、情報管理課発出の「公用パソコンの取扱いにおける注意喚起について」を再徹底させ、意識の向上に努めた。

また、警務課長が随時各課に立ち入り、パソコン周りの環境整理について目視により点検している。

岐阜県監査委員告示第二十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条第十二項前段の規定により岐阜県知事から財政的援助団体等監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、同項後段の規定により通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成二十九年十月三十日

岐阜県監査委員	篠	田	徹
岐阜県監査委員	松	岡	正
岐阜県監査委員	山	本	泉
岐阜県監査委員	藤	良	寛
岐阜県監査委員	杉	山	祐
			子

1 平成28年度財政的援助団体等監査の結果に基づき講じた措置の状況

(単位：件)

区 分	監査結果		措置済		今回措置を講じたもの*		未措置	
	A	B	C	D	E	F	G	H
指 導 事 項	出資・出捐団体	1	1	0	0	0	0	0
	補助金等交付団体	0	—	—	—	—	—	—
指 定 管 理 者	0	—	—	—	—	—	—	
計	1	1	0	0	0	0	0	
指 導 事 項	出資・出捐団体	11	10	1	1	0	0	
	補助金等交付団体	1	0	0	0	0	0	
指 定 管 理 者	3	2	0	0	0	0	0	
計	15	12	1	1	0	0	0	
検 討 事 項	出資・出捐団体	0	—	—	—	—	—	
	補助金等交付団体	0	—	—	—	—	—	
指 定 管 理 者	0	—	—	—	—	—	—	
計	0	—	—	—	—	—	—	
指 導 事 項	出資・出捐団体	0	—	—	—	—	—	
	補助金等交付団体	0	—	—	—	—	—	
指 定 管 理 者	0	—	—	—	—	—	—	
計	0	—	—	—	—	—	—	
指 導 事 項	出資・出捐団体	0	—	—	—	—	—	
	補助金等交付団体	1	0	0	0	0	0	
指 定 管 理 者	3	2	0	0	0	0	0	
計	4	2	0	0	0	0	0	
検 討 事 項	出資・出捐団体	0	—	—	—	—	—	
	補助金等交付団体	0	—	—	—	—	—	
指 定 管 理 者	0	—	—	—	—	—	—	
計	0	—	—	—	—	—	—	
合 計	20	15	1	1	0	0	0	

※平成29年9月27日に知事から通知があったもの

(注) 監査結果の区分については次のとおり。

- ・指導事項：是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの
- ・指導事項：是正又は改善を求める事項
- ・検討事項：所掌する事務の適正化のため検討を求める事項

2 財政的援助団体等監査の結果に基づき講じた措置

(1) 団体監査結果 (指導事項) に基づき講じた措置

出資・出捐団体

所管機関名	団体名	監査結果	講じた措置
地域スポーツ課	公益財団法人岐阜県体育協会	平成 27 年度の財務諸表において、財務諸表の注記に指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳が記載されていないので、今後は適正に処理されたい。	当該法人から、以下のとおり対応するとの報告を受け、確認した。 平成 28 年度の財務諸表の注記には、指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳を記載した。 今後は、記載内容の不備、漏れ等が無いよう、事務局内での確認及び会計事務所によるチェックを厳格に行い、公益法人会計基準に準拠した財務諸表の作成に努める。

平成二十九年十月三十日発行

発行者
発行所

岐阜市数田南二丁目一番一
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりんとびあ十三
岐阜文芸社